

平成 30 年 1 月

事業所長  
放射線取扱主任者 各位

公益社団法人日本アイソトープ協会  
放射線安全取扱部会  
部会長 上巻 義朋

## 「原子力規制庁の放射線障害の防止に関する法令改正の説明会」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 29 年 4 月 14 日に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」が改正されました<sup>注)</sup>。これにより、事業者責務の取入れ、セキュリティ対策等が新たに要求されることとなりました。また事故等の報告が法によって義務化され、放射線取扱主任者に係る手続きの委任化等が規定されました。

事業者責務に関しては、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の責務として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることが必要となります。

改正法令に対する理解を深め、各事業所において「何を、いつまでに」実施しなくてはならないかを確認していただくため、原子力規制庁が法令改正説明会を行います。説明会の運営業務は当協会が受託し、下記のとおり全国 8 都市で開催する予定です。

本説明会は、放射線取扱主任者、放射線管理の実務を担当する方々はもちろんのこと、放射性同位元素等を取扱う事業所長をはじめとする経営者層まで含めてお聞きいただきたい内容です。

多くの関係の方々のご参加をお待ちしております。

敬具

注)平成 29 年 4 月 14 日に公布された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づきます。これが施行されると、放射線障害防止法は「放射性同位元素等の規制に関する法律」に名称が変わります。

### 記

#### 【プログラム (案)】 ※各会場共通

10:00～12:00	法令改正の概要
13:00～14:30	放射線障害予防規程について
14:30～15:30	報告義務の強化について
15:30～16:00	質疑応答

【講師】 原子力規制庁職員

【参加費】 無料

【申込先】下記 URL よりご確認ください。

<https://jrias.smktg.jp/public/seminar/view/170>

※事前申込制、定員になり次第締切します。

※当日の資料はこちらからご確認ください。

【開催日・会場】

開催日 (2018年)	会場
東京 1 2月 1日 (木)	慶應大学 三田キャンパス 西校舎ホール (定員: 864名) 〒108-8345 港区三田 2-15-45
仙台 2月 23日 (金)	東北大学 星陵オーディトリウム (定員: 280名) 〒980-8573 仙台市青葉区星陵町 2-1
名古屋 2月 28日 (水)	名古屋大学 東山キャンパス 坂田・平田ホール (理学南館) (定員: 299名) 〒464-8601 名古屋市千種区不老町
京都 3月 12日 (月)	京都テルサ テルサホール (定員: 722名) 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70
札幌 7月 13日 (金)	北海道大学 学術交流会館 (定員: 194名) 〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 5 丁目
東京 2	6月、東京都内 (予定)
岡山	6月、岡山市内 (予定)
大阪	6月、大阪市内 (予定)
福岡	6月、福岡市内 (予定)

※予定の会場につきましては、決まり次第、上記 URL にてご案内いたします。

以上

お問合せ先

公益社団法人日本アイソトープ協会  
学術課 放射線安全取扱部会事務局

Tel : 03-5395-8081 E-mail : [gakujutsu@jrias.or.jp](mailto:gakujutsu@jrias.or.jp)